

うきは市浮羽町域学校再編に係るアドバイザー業務委託仕様書

1. 委託業務名

うきは市浮羽町域学校再編に係るアドバイザー業務委託

2. 業務の背景と目的

将来にわたり児童生徒の良好な教育環境を確保するために、浮羽町域の学校再編について協議を進め、うきは市浮羽町域学校再編基本構想を策定し、うきは市浮羽町域学校再編基本計画（以下、「学校再編基本計画」という。）についても協議を進めている。

本業務は、学校再編に伴う施設整備について、従来方式、デザインビルド方式（以下「DB方式」という。）及び民間資金等活用事業（以下「PFI方式」という。）等の事業手法の比較検討を行い、本市の実情に適した発注方式を選定するために必要な調査・分析を実施し、実現可能性の高い事業スキームを構築することを目的とする。

学校再編については、単なる施設統廃合ではなく、地域の将来像を共に考える「まちづくり」の一環として位置づけることを重視する。

3. 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

4. 委託上限額

本業務の委託上限額は、10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5. 業務の基本方針

本業務は、事業手法の選定に資することを目的とするものであり、施設の詳細設計に関する検討は対象外とする。検討に当たっては、実現可能性及び市場性を重視し、過度に精緻な分析に偏ることなく、本市の意思決定に資する実務的かつ簡潔な成果とするものとする。

6. 関連する法令、条例等の遵守

受注者は本業務の実施に当たって、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

7. 業務内容

受託者は、次に掲げる事項について調査、分析及び検討を行い、その結果をまとめるものとする。

（1）建替方針の整理

受託者は、基本計画の内容を踏まえ、統合形態、施設配置の考え方及び必要機能等について

整理するものとする。なお、本検討は事業手法の検討に必要な範囲に留めるものとし、詳細な設計検討は行わないものとする。

(2) 事業手法の整理

受託者は、従来方式、DB方式及びPFI方式（BTO方式、DBO方式等を含む。）について、それぞれの特徴、メリット及びデメリットを整理し、本市における適用可能性について検討を行うものとする。

(3) 市場調査の実施

受託者は、本事業に関する市場性を把握するため、民間事業者へのヒアリング等を実施するものとする。ヒアリング対象は5者から10者程度とし、参入意向、事業規模の妥当性、リスク分担に対する考え方及び地元企業の参画可能性等について把握するものとする。

(4) リスク分担の整理

受託者は、各事業手法におけるリスク項目を整理するとともに、官民の役割分担について検討し、適切なリスク分担の在り方を明らかにするものとする。

(5) 事業計画の検討

受託者は、概算事業費の算定、ライフサイクルコストの整理及び支払いスキームの検討を行い、事業全体の計画を整理するものとする。

(6) VFMの検討

受託者は、各事業手法におけるコスト比較を行いVFMの算定を行うものとする。なお、当該検討は精緻な数値算定を目的とするものではなく、実現可能性の判断に資するものとする。また、主要条件の変動を考慮した感度分析を併せて実施するものとする。

(7) スケジュールの作成

受託者は、各事業手法における事業実施スケジュールを作成するとともに、意思決定及び発注に至る工程について整理するものとする。

(8) 総合評価及び結論の整理

受託者は、各事業手法について総合的な比較評価を行い、本市にとって最適な事業手法を提案するものとする。

8. 業務実施体制

受託者は、本業務を適切に遂行するため、PPP/PFIに関する実務経験を有する管理技術者及

び主担当者を配置するものとする。なお、提案時に配置した担当者は、原則として変更しないものとし、やむを得ず変更する場合は、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

9. 打合せ

受託者は、業務の円滑な進行を図るため、発注者と定期的に打合せを行うものとする。定例打合せは月1回程度とし、必要に応じて随時実施するものとする。また、打合せ内容については記録を作成し、発注者に提出するものとする。

10. 成果品の提出

受託者は、業務期間中に中間報告を1回以上行うとともに、履行期限までに最終成果品を提出するものとする。中間報告とは別に、次年度予算要求資料として令和8年10月末までに参考見積書等を提供すること。

11. 著作権

本業務により作成された成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

12. 秘密保持

受託者は、本業務の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

13. 契約変更

業務内容に変更が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、契約変更を行うものとする。

14. 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

15. 業務資料の貸与

市は、市が保有する業務に必要な資料を受託者に貸与する。